

**予備試験**

**令和の論文過去問完璧講座2025**

**◆ 憲 法 ◆**

**<講師作成上位答案>**

**— R1～R5 —**

令和3年予備試験合格者・令和4年司法試験合格者  
**清武 宗一郎 講師**

**辰巳法律研究所**

## 目次

---

- ◆ 講師作成上位答案< R 1 >..... P. 1
- ◆ 講師作成上位答案< R 2 >..... P. 5
- ◆ 講師作成上位答案< R 3 >..... P. 9
- ◆ 講師作成上位答案< R 4 >..... P. 13
- ◆ 講師作成上位答案< R 5 >..... P. 17

## 1 第1 Xの主張

2 1 報道の自由は、民主主義社会において国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を提  
3 供し国民の知る権利に奉仕するものだから、憲法21条1項により保障される。また、取材  
4 が正しい内容の報道にとって不可欠の前提であることからすれば、取材の自由は憲法21条  
5 1項の精神に照らして十分尊重に値する（博多駅事件）。これは、取材の自由も憲法上の権利  
6 として保障されるという趣旨と解する。また、取材源の秘匿は、かかる取材の自由を確保す  
7 るために必要なものとして重要な社会的価値を有する（NHK記者証言拒絶事件）から、取  
8 材源秘匿権も同項により保障されると解する。

9 2 「職業の秘密」（民事訴訟法197条1項3号）とは、その事項が公開されると、当該職業  
10 に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいうと解される（同前）。

11 本件では、Xが取材源である乙の名前を明かせば、今後、匿名条件で取材源となる者がX  
12 の取材を受けることを躊躇するおそれがあり、Xの将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨  
13 げられ、その業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるといえる。

14 したがって、取材源である乙の名前は「職業の秘密」に当たる。

15 3(1) もっとも、「職業の秘密」に該当する場合であっても、当該報道の内容、性質、その持つ  
16 社会的な意義・価値、当該取材の態様、将来同種の取材活動が妨げられることによる不利益  
17 の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、その持つ社会的な意義・価値、当該証言の  
18 必要性の程度、代替証拠の有無等の諸事情を比較衡量して、それが保護に値する秘密といえ  
19 ない場合には、証言を拒絶できない（NHK記者証言拒絶事件）。

20 (2) たしかに、乙の守秘義務違反を直接証明するXの証言を必要とする程度は極めて大きく、  
21 同様の証拠価値のある代替証拠はない。しかし、本件の報道内容は、SDGsに積極的にコ  
22 ミットしていることで知られる家具メーカー甲が、実は、濫開発による森林破壊が国際的に

23 強い批判を受けているC国から原材料となる木材を輸入しているというものであるが、かか  
24 る報道内容は環境問題という公共の利益に関するものである。また、Xは、たしかに、取材  
25 を断る乙に対し、その工房や、家族のいる自宅に執ように押しかけ、乙のエコロジー家具の  
26 工房経営にも、エコフレンドリーという評判が低下することで悪影響が及ぶことを匂わせて  
27 いるが、脅迫に当たるとまではいえず、刑罰法規に触れているとは言えない。さらに、乙は、  
28 取材源の秘密の開示を承諾していない。そして、本件の民事訴訟は守秘義務違反に基づく損  
29 害賠償請求であって、社会的意義・影響のある重大な民事事件とまではいえない。

30 (3) したがって、特段の事情が認められないため、原則どおり、取材源である乙の名前は保護  
31 に値する「職業の秘密」に当たり、Xの証言拒絶は認められる。

## 32 第2 私見

33 1 まず、報道の自由とは異なり、取材の自由と取材源秘匿権は報道の自由の単なる派生的権  
34 利にすぎず、憲法21条1項により保障されないとも考えられる。

35 たしかに、これらの権利は、憲法21条1項によって直接保障される報道の自由と比べる  
36 と知る権利との関連性の度合いが小さく、権利の重要性が相対的に低いといえる。しかし、  
37 正しい内容の報道にとって不可欠であるという意味で取材が重要であることには変わり  
38 ない。また、取材源の秘匿も、かかる取材の自由を確保するため必要であり、ひいては正し  
39 い内容の報道のために必要である。よって、両者ともに報道の自由の一環として憲法21条  
40 1項により保障されると解する。

41 2(1) そうだとしても、取材活動が正当な取材活動の範囲を逸脱する場合は、それが将来にわ  
42 たり円滑に行えなくなるとしても取材者の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難に  
43 なるといえないから、その取材源は「職業の秘密」に当たらないと解される（TBSビデオ  
44 テープ押収事件参照）。そして、取材活動の態様が犯罪行為を伴う場合は勿論、法秩序全体

45 の精神に照らし社会観念上是認することのできない場合も、正当な取材活動の範囲を逸脱し  
46 (外務省秘密電文漏洩事件)、「職業の秘密」に当たらないと解する。

47 (2) 本件では、上述Xの主張のとおり、Xの取材活動は犯罪行為を伴うものであったり、犯罪  
48 行為を認識しながら放置したりするものではない。また、証言しない乙の態度を「保身」と  
49 批判して乙の工房経営への悪影響を示唆した点についても、乙の態度に対する批判の域を出  
50 ず、法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできないとはいえない。

51 したがって、本件のXの取材活動は正当な取材活動の範囲内の行為である。

52 そして、本件において証言拒絶により乙の名前を秘匿できなければ匿名という取材条件を  
53 破ることになり、今後はかかる条件を付して説得しても取材に応じてもらえない可能性が高  
54 くなるといえる。そうすると、同様の態様・条件による取材活動が将来にわたり円滑に行え  
55 なくなり、Xの業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるといえる。

56 (3) したがって、乙の名前はXの主張のとおり、「職業の秘密」に当たる。

57 3(1) もっとも、Xの主張のとおり、判例上、保護に値する「職業の秘密」でなければ証言拒  
58 絶は認められないところ、フリージャーナリストが主体である場合はマスコミ各社が主体で  
59 ある場合と比べて知る権利に資する程度が小さく権利の重要性が相対的に低いため、その  
60 「職業の秘密」が保護に値するとはいえないとも思える。

61 たしかに、マスコミ各社は記者クラブに所属しているため県庁や県警による公的な記者発  
62 表の場に出席して取材することができ、新聞やテレビといった従来のマス・メディアを利用  
63 して発表を行うことができる一方、記者クラブに所属しないフリージャーナリストはこれら  
64 の方法による取材・発表を行うことができないから、情報の送り手として優位に立つ前者の  
65 各権利の方が国民の知る権利との関係で重要ともいえる。しかし、本件のXの動画が反響を  
66 呼んでマスコミ各社の後追い取材の対象となったように、本来の組織から離れて比較的自由

67 に活動できるフリージャーナリストの方が迅速かつ鋭い報道が可能である場合もある。イン  
68 ターネットの発展状況にかんがみても、マスコミ各社とフリージャーナリストの役割の重要  
69 性は相対的なものにすぎない。

70 したがって、フリージャーナリストの場合でも、マスコミ各社の場合と同様に、その「職  
71 業の秘密」が保護に値するか否か検討すべきである。

72 (2) 本件の報道内容はたしかに、甲という私企業のスキャンダルとしての側面を有する。しか  
73 し、かかる私企業のスキャンダルであっても、我が国におけるSDGsの実践状況を示すも  
74 のともいえ、日本の国際的な地位にも影響しうる情報である。そうすると、本件報道は国民  
75 に消費活動や政治判断に資するものとして、公共の利害に関する報道に当たる。

76 そして、たしかにXの取材活動は取材拒否を行う乙に対して場所を問わず何度も取材申込  
77 みを試みるものであって、乙の日常生活の平穩を害する側面がある。しかし、かかる取材申  
78 込みは犯罪行為に当たるわけではなく、マスコミ各社が従来行ってきた行為とそう変わらな  
79 い。また、たしかに、Xは取材拒否の態度が乙の工房の評判を低下させるという脅し文句も  
80 申し向けているが、これは、乙の取材拒否の事実を報道した場合のリスクを乙に認識させる  
81 に過ぎないから、脅迫に当たるとまではいえない。一方、本件訴訟は甲社の守秘義務違反に  
82 よる損害賠償請求であって、本件報道の内容を争うなどの社会的意義があるわけではなく、  
83 単に甲社の私的利益の追求にすぎない。

84 (3) よって、特段の事情はないから、本件報道は原則どおり保護に値する「職業の秘密」に当  
85 たる。

86 4 以上より、Xは民事訴訟法197条1項柱書・3号に基づき証言拒絶が可能であり、乙の  
87 名前を秘匿できる。

88 以上





講座のご受講、本当にお疲れ様でした。  
今回の講義、教材に関し、ご意見・ご感想をぜひお聞かせ下さい。  
よりよいコンテンツを目指します。

※上記二次元バーコードを読み取り、専用フォームよりご回答ください。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）